

○交通事故死体見分報告書の作成について

〔平成26年6月3日〕
例規甲（交指捜）第19号

（概要）

交通事故による被害者（死者）の損傷の部位及び程度、着衣の状態等を明確にすることは、過失認定等事故捜査を進める上で最も重要なものであるが、実況見分時の多くの場合、被害者（死者）は既に病院等に収容され、現場においてその状況を明らかにすることは困難な状況にある。

このことから、現場における実況見分時に被害者（死者）の状況を見分できないものについては、実況見分と一体をなすものとして、死体見分報告書を作成し、捜査の適正を期す目的で定めたものである。